

平成28年度 第3回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

【招集年月日】 平成28年12月20日

【開催日時】 平成29年1月26日(木) 14:00～15:15

【会 場】 習志野市役所 仮庁舎3階 大会議室

【出席者】

(委員) 小川委員、櫛方委員、齋藤委員、杉林委員、廣瀬委員、藤崎委員、
細川委員、三代川委員、八木ヶ谷委員、柳委員、山森委員

以上11名〈五十音順〉

(市職員) 宮本市長、齋藤協働経済部長、大矢窓口サービス推進室長、
松岡協働経済部次長

[国保年金課]

岡村国保年金課長、宮崎協働経済部主幹、黒岩国民健康保険係長、
三代川調整係長、落合主任主事、仲村主事、大泉主事

[健康支援課]

中村健康福祉部主幹、相原成人保健・健診係長

〈記録:国保年金課 仲村主事〉

【欠席者】 江口委員、田中委員

以上2名〈五十音順〉

【傍聴者】 0名

【議 題】 (1)諮問事項

①低所得世帯の保険料軽減制度の基準額の改定について

(2)報告事項

①平成29年度国民健康保険特別会計予算の見通しについて

②高額療養費について

開会前報告事項

・大矢窓口サービス推進室長(市)より、櫛方委員が千葉県知事表彰された旨の報告があり、市長より櫛方委員へ、感謝状が伝達された。

開 会

・小川会長より会議が開会され、

○本日の出席委員が定足数に達しているため会議が成立すること

○本日の運営協議会は原則公開とすること

○傍聴希望者はいないが、これ以降の傍聴希望者も傍聴席の範囲内で許可すること

○会議録については要点筆記とすること

が確認された。

・審議に先立ち、宮本市長から挨拶があった。

・宮本市長から小川会長へ諮問書の提出がされた。

(この後、市長は公務のため退席)

諮問事項

・会長の指示により、岡村課長(市)が(1)諮問事項①について、資料に基づきスクリーンにて説明した。内容は次のとおり。

(1) 諮問事項①低所得世帯の保険料の軽減制度の基準額の改定について

○保険料は、応能分と応益分の合算額となっている。応能分とは負担能力に応じたもので、本市が採用している3方式の場合、所得に応じて負担する所得割になる。応益分とは受益に応じたもので、本市の場合、被保険者1人ごとにかかる均等割と世帯に平等に負担していただく平等割がある。低所得世帯に対しては、所得に応じて応益分である均等割と平等割に、7割・5割・2割の軽減がかかり、収入に応じた保険料負担となる。

○この度の軽減対象所得の改定は、軽減基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大するものである。改定のイメージとしては、5割・2割の軽減基準額を引き上げ、これまで軽減2割だった世帯の一部が軽減5割に、これまで軽減なしだった世帯の一部が軽減2割となる。

○改定内容は、国が定める国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、本市も施行令どおりの軽減対象にしようとするものである。基準額としては、5割軽減の基準額で被保険者数に乘じる金額を26万5千円から27万円に、2割軽減の基準額で被保険者数に乘じる金額を48万円から49万円にするものである。そのため、世帯の人数に応じて影響が異なり、1人世帯であれば、5割軽減の基準額が59万5千円から60万円に、2割軽減の基準額が81万円から82万円となる。

○影響として、医療分・支援金分の平成29年度の見込みだと、7割軽減は変更がないため、5,218世帯のままで、5割軽減は2,219世帯から2,271世帯に、2割軽減は2,581世帯から2,628世帯となり、軽減対象世帯は合計で10,018世帯から10,117世帯に増加する。このうち、軽減2割から5割となる世帯が52世帯、軽減なしから軽減2割となる世帯が99世帯であり、合計151世帯の保険料が減額となる。賦課総額に与える影響としては、医療分で1,342,000円、支援金分で696,000円、介護分で244,000円、合計2,282,000円の減額を見込んでいる。この軽減に対しては、国が定める基準どおりのため、保険基盤安定制度により、県4分の3、市4分の1の割合で一般会計からの公費で補てんされることとなる。

▽以上の説明に対し、意見・質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

質疑 7割軽減判定の基になる33万円とは、1年間の収入金額なのか。

回答 世帯全員の年間の総所得金額（軽減判定所得）で求めるものである。例としては、65歳以上の方が、年金で年間153万円の収入を得ているとき、これに所得控除がかかり、所得金額としては33万円となる。所得控除の金額は、収入に応じて変わるものである。

質疑 軽減世帯の合計が99世帯とあるが、軽減なしから軽減2割になるのが99世帯とはどういうことか。

回答 もともと2割軽減だった世帯（2,219世帯）が5割軽減になる世帯は、52世帯ある。これにより、改定後は5割軽減世帯が2,271世帯（2,219世帯＋52世帯）となる。軽減なしから2割軽減になる世帯は、全部で99世帯あるが、改定前の2割軽減世帯（2,581世帯）のうち、52世帯は5割軽減に移行するため、改定後は2割軽減世帯が2,628世帯（2,581世帯＋99世帯－52世帯）となる。そのため、全部で151世帯（99世帯＋52世帯）に軽減の変更が生じることとなる。

意見 改定により生じる費用は、公費で補てんされることになり、どこかで財政の圧迫が生じるが、軽減措置の充実としては、十分な引き上げなのかなど課題がある。

意見・質疑は以上である。

（1）諮問事項①の承認に関しての異議なし。同意すべきものとする。

報告事項

- ・会長の指示により、岡村課長(市)が(2)報告事項①について、資料に基づきスクリーンにて説明した。内容は次のとおり。

(2)報告事項①平成29年度国民健康保険特別会計予算の見通しについて

○現在、平成29年度予算の編成を進めており、その概要についてまとめた資料に基づいて説明する。

○歳入歳出予算の予算総額は169億2千万円で、前年度に比べ2億1千万円、1.3%増加している。29年度の被保険者数は35,600人、前年度予算に比べて1,400人、3.8%の減少と見込んでいるものの、1人あたり医療費の増加などにより、保険給付費で約2億2千万円増加している。

○歳入の主なものの構成比は、被保険者に納めていただく保険料は19.7%、33億4千万円、国からの負担金などの国庫支出金は18.2%、30億8千万円、65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者が多いことに対して支払基金から交付される前期高齢者交付金は26.4%、44億7千万円、国保連合会が実施している県内の保険者に対する再保険事業である共同事業の交付金は21.4%、36億2千万円である。

○歳出の主なものの構成比は、被保険者の医療費などに対する保険給付費は60.7%、102億6千万円、主に75歳以上が加入する後期高齢者医療制度に対する支援として拠出する後期高齢者支援金は11.1%、18億8千万円、介護保険制度に対する介護保険第2号被保険者の保険料相当として拠出する介護納付金は4.1%、7億円、歳入でもご説明した国保連合会が実施する共同事業の拠出金は21.3%、36億円である。

○被保険者1人あたりの主な歳出の推移については、主な歳出である保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金の合計は360,782円で、前年度に比べ16,995円、4.9%増加しており、増加傾向が続いている状況である。

○被保険者1人あたり保険料の推移については、平成26年度に料率を改定したため増加しているが、その他の年度は、ほぼ横ばいの状況であった。前回の会議で答申をいただいた内容に従い、保険料改定を実施する見込みとして算定すると、前年度に比べ2,415円、2.6%の増加となった。

○国保会計の赤字分を補てんしている繰入金の推移について、決算においては、保険給付費が想定していた額より少なかったことや、国の特別調整交付金が大幅に増額されたことなどにより減っている年度もあるが、平成27年度決算では、5億3千万円とな

っている。29年度予算においては、4億8,500万円で、前年度とほぼ同額となっている。これは、前回の会議においてご説明させていただいたとおり、保険給付費等の増加による赤字補てん繰入金の増加見込分について、保険料の改定を行ったことによるものである。

○改定の影響額としては、保険料で1億1,200万円、保険基盤安定繰入金で4,300万円、合計1億5,500万円の増加となっている。

○29年度予算における新たな取り組みは、医療費適正化に向け、被保険者の健康の保持増進に向けた保健事業の実施計画として、データヘルス計画を策定することである。現在、いわゆるメタボ健診などを定める特定健康診査等実施計画と、国の指針に基づき策定したデータ分析に基づく保健事業を定めるデータヘルス計画があり、両計画を一体的に見直し、30年度から35年度の6年間を計画期間とする新たなデータヘルス計画を策定するものである。

○都道府県化に向けた取り組みは、30年度から稼働する情報集約システムの稼働がある。情報集約システムとは、30年度以降、県と県内市町村が、被保険者に係る情報等を共有するためのシステムであり、29年度においては、各市町村が運用している現行システムの改修を行うこととなっている。予算における対応以外にも、30年度からの新たな制度に向けた最後の1年となるため、国や県の動向に注視し、適切に対応していく。また、制度改正に係る情報については、当協議会において適宜ご報告する。

▽以上の説明に対し、意見・質問を求めた。委員の質問及び事務局の回答は次のとおり。

質問 データヘルス計画について、第2期計画を始めるにあたり、医療費適正化について新たに取組もうと考えていることはあるか。
--

回答 現在、28年度から29年度の計画が進行しており、28年度の取り組みとしては、慢性腎不全予防の健康相談等を行い、重症化予防につながるよう実施しているところである。30年度以降については、特定健康診査実施計画に、データヘルス計画の内容を統合して、新たな計画を策定する予定である。現行のデータヘルス計画は、国保連合会の支援・評価委員会や、習志野市医師会・歯科医師会・薬剤師会のご意見を聞かせていただきながら進めてきた。第2期計画は、30年度から6年間の計画になることや、高齢化の進行による2025年問題等を踏まえた上で、新たな展開での計画を策定しなければならない。現行のデータヘルス計画同様、医師会・歯科医師会・薬剤師会の先生方にご指導・ご協力をいただき、専門的なデータ分析について事業者とも協議を進め、新たな計画の策定をしたいと考えている。

質問 当健康保険組合では、禁煙や口腔衛生の取り組みについて検討しているが、具体的にどのようなことを考えているか。

回答 習志野市では糖尿病患者が多いため、糖尿病患者と口腔衛生について関連があるかというところにも注目していきたい。また、現行のデータヘルス計画では、特定健診を受けた人を中心とした分析データとなっていたが、今後は特定健診未受診者も含めてデータの読み取り・分析を行い、健診を受けていない人がどういう状態にあるかという部分も視野に入れて、健康指導・支援を行っていきたいと考えている。(健康支援課)

現在は、国保年金課・健康支援課にて共同で保健事業を運営している。今後は介護予防との関連も含め、介護保険課・高齢者支援課も交えて介護データ等の分析も検討していきたい。(国保年金課)

質問 保険料については払えない被保険者が多くいるのではないか。

回答 習志野市の現年度分の収納率としては、24年度は 90.12%、25年度は 90.28%、26年度は 90.02%、27年度は 90.32%である。26年度の減少については、保険料改定を行った影響と考えられる。収納率としては、もちろん 100%納めていただくということが理想的であるが、各世帯の状況により難しいのが現状であるため、今後はさらに収納率をあげるために口座振替の推進等を行っていく必要がある。その取り組みの一環として、29年度から新たに、キャッシュカードで申し込み可能なペイジー口座振替受付サービスの導入を予定している。これは、窓口でキャッシュカードを持って来れば、その場で口座振替の受付ができるサービスである。この制度の導入を有効に活用し、収納率の向上につなげていきたいと考えている。

意見 国保加入者は、自営業・年金生活者・無職等、景気に左右されやすい人が多い傾向にある。払えない人に対してどのような対応をしていくかが今後の課題ではないか。

質問 2025年問題とは何か。

回答 いわゆる「団塊の世代」といわれている世代が、2025年頃までに後期高齢者の年齢(75歳)に到達することから、その対策を考えなければならないといわれている。現在、習志野市の国保加入者の状況を見ても、前期高齢者といわれる65歳から74歳の割合は全体の 44%を占めている。今後も高齢化が引き続き進む中で、30年度からの国保都道府県化により、国保運営の基盤を安定させるための取り組みが進められている。

質問 保険料を払えない、または払わない人の持つ保険証はどのようになるのか。また、その世帯の子ども保険証についても同様に伺う。

回答 通常の被保険者証については、原則1年有効のものを交付している。保険料の未納の人には、督促状やその他通知文にて勧奨を行っているが、1年以上保険料を納付しなかった人・相談をしなかった人または相談内容を履行していない人については、8か月の短期証を交付し、それを超えて滞納のある世帯には6か月の短期証を交付している。それでもなお応じない人に対しては、資格は国保にあるが医療機関等での負担割合は10割となる資格証を交付する。28年度では、習志野市の国保加入者のうち、短期証世帯は689世帯(全体の 3%)、資格証世帯は464世帯(全体の 2%)である。

なお、平成22年4月からは、高校生以下の人については、資格証対象世帯であっても短期証を交付している。

意見 今後の特定健診の受診率向上にむけた方法として、他のある自治体の取り組みが紹介されていた。特定健診を受けない人の傾向を分析し、対象者がより受けやすい方法で実施するものであり、例として、若者の受診率を上げるため、医師がカジュアルな服装での診察をすることや、娯楽施設近辺での実施、たばこのキャンペーンを兼ねた実施等、若い人でも気軽に「立ち寄ってみようかな」と思える条件で簡単な検査を実施し、詳細の検査が必要である人を抽出していく方法が紹介されていた。本市においても、色々な発想を交えて、データヘルス計画にプラスになるように検討してほしい。

意見・質問は以上である。

・引き続き、岡村課長(市)が(2)報告事項②について、資料に基づきスクリーンにて説明した。内容は次のとおり。

(2)報告事項②高額療養費について

○国において、医療保険制度改革の一環として高額療養費制度の一部改正が予定されている。医療費に対する自己負担については、かかる費用のうち、医療機関等の窓口において通常1割から3割の定率で負担していただいている。ただし、過重な負担を軽減するため、世帯の所得に応じた自己負担限度額を定め、自己負担限度額を超えた額については、高額療養費として保険者が負担している。自己負担限度額は、国の基準により全ての公的医療保険共通のものとなっている。なお、この自己負担限度額については、70歳未満の被保険者は平成27年1月に見直しが実施されたが、70歳以上の被保険者は平成18年以来、約10年間見直しが行われていない。また、70歳以上の人には、通常の限度額よりも低い、外来上限特例の限度額が定められていることから、世代間の負担の公平・負担能力に応じた負担の観点から、70歳以上の限度額が見直された。

○既に27年1月より実施されている70歳未満の自己負担限度額の改正では、それまでの負担区分を3区分から5区分に細分化し、高所得者の限度額を引き上げる一方、低所得者の限度額を引き下げるなど、より負担能力に応じた負担にするための改正が行われた。

○今回の70歳以上の限度額の改正内容としては、現役並み所得者は、70歳未満の現役世代と同様に細分化した上で同様の限度額とすること、また、一般区分についても、70歳未満と同様の限度額とすること、外来特例は現役並み所得者では廃止、一般区分では上限額を引き上げし、新たに年間上限を設定することなどとなる。「現役並み所得者」とは、70歳未満並みに一定以上の所得があり、自己負担割合が3割の被保険者である。また、低所得者として、非課税世帯は据え置くこととなっている。なお、実施にあたっては、被保険者の負担の増加や、保険者のシステム改修に配慮し、2段階で実施することとなっている。

○現行の70歳以上の自己負担限度額は、外来のみを対象とした個人単位の自己負担限度額が設定されているが、本年8月からは、現役並み所得者と一般の区分の外来特例の限度額を引き上げ、一般区分の入院の限度額を引き上げるものとなっている。なお、一般の外来分については、長期療養中の人の負担が増えないよう、新たに年間限度額が定められ、毎月限度額に達する人については、これまでの自己負担限度額1万2千円の12月分である14万4千円となる。

○来年8月からは2段階目として、現役並み所得者を1区分から3区分に細分化し、70歳未満と同様の限度額にするとともに、外来上限特例が廃止される。一般の区分では、外来特例の限度額が引き上げられるが、年間上限額は据え置かれる。

○被保険者には、全世帯に配布する「国民健康保険の手引き」のほか、広報、ホームページで周知を図っていく。

▽以上の説明に対し、意見・質問を求めた。委員の質問及び事務局の回答は次のとおり。

質問 本改正により、家庭に例えるとどれくらいの負担が増えるのか、モデルケース等で示していく必要があると思うがどうか。
--

回答 実態としては、毎月のように自己負担限度額に達する人は、数としては少ない。ただし、長期入院している方の限度額や、一般区分の外来の限度額に関しては年間上限額を定めるなど、結果的には自己負担限度額は増えないような配慮がされている。1か月だけ入院した場合だと、自己負担限度額月額のとおりとなる。モデルケースの示し方については、今後広報等でお知らせする際に、検討させていただきたい。

意見・質問は以上である。
以上で報告事項が終了した。

その他

岡村課長(市)から次の事項について連絡があった。

○次回の運営協議会は平成29年9月28日(木)午後2時から新庁舎にて開催予定。

○平成29年度予算については第1回定例会にて予算審議をした上で決定する。

○新たな保険料率については、4月1日にホームページに掲載、5月以降の広報にて掲載予定。

委員から、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例※)について紹介があった。
この制度は、健康診断等を受診している人が、対象の市販薬を年間1万2千円以上購入した際に、申告することで所得控除を受けられるようにしたものである。薬局で対象の市販薬を購入した際には、薬の名前を明記した領収書を発行する。通常の医療費控除の10万円に該当しない人でも、本制度に該当する人もいないのではないかとと思われる。ぜひ活用していただけるよう、周知等をお願いしたい。

※ 平成29年(2017年)1月1日から平成33年(2021年)12月31日までの期間限定

閉 会

小川会長より閉会が宣言された。